

事 務 連 絡
平成27年4月10日

指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所管理者 様
（高松市に所在する事業所除く）

香川県健康福祉部
長寿社会対策課 在宅サービスG r .

（介護予防）通所リハビリテーションに係るQ&Aの補足について

先般、平成27年度介護報酬改定に係る関係通知及びQ&A等が示されたが、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所から寄せられた質問のうち、誤解が生じやすいと思われる箇所について次のとおり補足します。

なお、実施に当たっては、関係法令及び通知等を確認のうえ、遺漏の無いようにしてください。

記

1. リハビリテーション計画を作成する際のリハビリテーション会議の開催の必要性について

リハビリテーション計画を作成する際は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「指定基準」という。）第80条第5号及び第114条第4号（介護予防の場合は、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（以下「指定介護予防基準」という。）第86条第1号及び第125条第1号）の規定に基づき、リハビリテーション会議の開催が必要である。

2. リハビリテーション会議の際の医師の参加について

（介護予防）訪問リハビリテーション及び（介護予防）通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成する場合は、リハビリテーシ

ョン会議に、医師の参加が必要である。（指定基準第115条第6項及び指定介護予防基準第125条第6号）

なお、上記に該当しない場合は、やむを得ない事情で医師が欠席することもあり得るが、適切に情報共有を図ること。

3. (介護予防) 通所リハビリテーションの提供時間中のリハビリテーション会議の開催について

(介護予防) 通所リハビリテーションの提供時間中のリハビリテーション会議の開催を一律に禁止するものではないが、提供時間中の会議の開催に当たっては、利用者のリハビリテーションの実施等について影響を与えないように配慮する必要がある。

4. リハビリテーションマネジメント加算に係る居宅への訪問について

規定上明記されているのは、リハビリテーションマネジメント加算（I）における通所リハビリテーションを新規で開始した日から1月以内の居宅への訪問のみである。

なお、リハビリテーション会議の開催場所については、居宅に限られたものではない。

しかしながら、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むよう援助することが介護保険の基本であることから、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議等の機会を通じ居宅での生活の状況を把握し、通所リハビリテーション計画の見直し等を図る必要がある。

5. 介護予防通所リハビリテーションにおける居宅への訪問について

介護予防通所リハビリテーション計画作成時は、リハビリテーション会議の開催が必要であるが、開催場所は、居宅に限られたものではない。リハビリテーション会議等において、利用者の居宅における状況を含め情報共有を図るとともに、必要があれば居宅を訪問すること。